

公益財団法人原子力安全技術センター事業
に係る第3期中期展望
(平成26年度から平成30年度)

平成 26 年 3 月 12 日

公益財団法人原子力安全技術センター

— 目 次 —

はじめに

I. 中期展望の基本的考え方	1
1. 基本方針	1
2. 事業の現状と課題	1
II. 事業運営の中期目標	4
III. 各事業活動の中期計画	5
1. 放射線施設の検査等事業	5
2. 原子力安全対策事業	6
3. 原子力防災対策事業	7
IV. 組織基盤整備への取り組み	8
1. 運営基盤の整備	8
2. 職員の適正配置と人材の育成	8
3. 運営の効率化	8

- 参考資料 1. 第2期(平成 23 年度から平成 25 年度)中期展望に基づく活動結果
2. 第3期中期展望の骨子とバックグラウンド
3. 事業ポートフォリオ

はじめに

公益財団法人原子力安全技術センター(以下、「当センター」という。)は、放射性同位元素等の利用の発展に伴う安全規制の充実・合理化の一環として、昭和55年10月に、放射線取扱主任者試験、放射線施設の施設検査などを行う財団法人放射線安全技術センターとして発足した。

昭和61年には、原子力エネルギー利用分野での安全規制業務を加えるため、現在の名称に変更し、原子力防災行政の支援業務においても積極的な事業展開を図ってきた。

原子力安全行政のニーズに応えるため、このような事業を言わば受動的な行政代行型の公益法人として発展させてきたが、近年、行財政改革の中で社会変化に適応した公益法人制度改革が進められ、また、地球温暖化問題を契機として国内外の原子力情勢が変化しつつある中、新時代に相応した事業展開を目指すことが必要となった。

このような背景をもとに、当センターの事業遂行についても、公益的観点から計画的かつ積極的に行うため、平成20年度からの3年間(第1期)、また、平成23年度からの3年間(第2期)の「中期展望」を定め、新たな視点に立った事業展開を開始した。

(第2期中期展望に基づく活動結果は、参考資料参照)

この間、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた原子力規制体制の再編や原子力防災体制の再整備等が進められている。また、近年の社会環境は、社会的役割を発展させた社会的責任、社会貢献といった概念が、種々の業種で再認識されつつあり、組織運営が、21世紀型組織ともいわれる形態に様変わりしてきている。

当センターにおいても、平成24年4月に「公益財団法人」に移行し、ますます法人運営に関し、透明性や専門性、自立性が求められ、かつ、業務の受注においても競争入札方式が当然との環境になった。

このような社会環境の変化を的確に受け止め、放射線防護に関する中核的な機関として原子力利用の健全な発展に、より一層直接的な貢献を行うことを念頭に、中長期的な目標の明確化と各年度の事業展開を計画的に行うため、次期5年間(平成26年度から平成30年度)の中期展望を定めた。(第3期中期展望の骨子等は、参考資料参照)

I. 中期展望の基本的考え方

1. 基本方針

社会に信頼される公益法人として事業を継続していくためには、社会の多様なニーズに対して柔軟に対応できる組織体制と計画的に継続的改善が行える組織であることが現時点においても重要である。このため、引き続き、以下の基本方針を掲げ、業務に取り組むこととする。

(1) 組織価値の向上を追求する

- ・人材の確保と育成、知財の蓄積及び他機関との連携・協力を通じた中長期的な組織価値の向上を図る。
- ・顧客から持続的な信頼を得るため、計画的に事業活動を行う。

(2) 持続的発展を志向する

- ・積極的思考の下、顧客の高い信頼を得て、持続的発展性のある事業展開を目指す。
- ・継続的に社会的責任を果たすことにより、発展志向の事業活動を行う。

(3) 革新性を重視する

- ・顧客及び社会が期待する、より効果的な安全技術と問題解決法の創出を追求する。
- ・日々の改善を着実に進めながら、変化に柔軟に対応できる組織体制を重視する。

2. 事業の現状と課題

公益認定等委員会への移行申請では、次の3つの公益事業を行うことを当センター定款で定義し、公益財団法人に移行した。

(公1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下、「放射線障害防止法」という。)に基づく放射線施設の検査等事業

(公2) 原子力安全対策事業

(公3) 原子力防災対策事業

これらの事業は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故(以下、「3.11事故」という。)後の国の規制・防災体制の変革により、大きく影響を受けることとなった。

つまり、放射線障害防止法等の安全規制の所管は、原子力規制庁に移管され、また、原子力防災対策事業では、政府の原子力防災会議による原子力災害対策の枠組みが改訂され、原子力災害対策マニュアルが刷新され、事業実施方法の変更等の影響を受けている。

これらの社会環境の変化を受け、当センターの事業全体が事業環境の変化に耐え得るように体質改善が求められることとなった。

上記のような状況を踏まえ、社会に信頼される公益法人としての課題を以下に示す。

(1) 各事業に共通的な課題

当センターは、効率的で柔軟な組織運営の下、3.11事故後に生じた社会的課題への解決取組やより多くの顧客ニーズに応えていく必要があり、また、今後、持続的な事業活動を行うためには、既成概念から脱却し、各個人がそれぞれの事業で積極的な受注活動に取り組む必要がある。このためには、関連資格の取得に留まらず、実務で必要な技量を蓄え、営業力としてのコミュニケーション能力、グループ内で協働する力量等の向上を推進し、コンピテンシー評価*等人事評価と連動させることも重要である。

また、各事業は、国際的なルールや取り決めに遵守する必要があり、国内外で社会に貢献する組織として組織横断的に協力していくことが求められ、原子力・放射線関連の国際動向を理解し応用していく力量が重要である。

*コンピテンシー評価:高いレベルの業務成果を生み出す、「仕事のできる人の行動特性(コンピテンシー)」を設定し、評価するもの

(2) 放射線施設の検査等事業

現在、放射線障害防止法に基づく登録機関として、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関(第1種、第2種及び第3種放射線取扱主任者講習)及び登録定期講習機関、濃度確認機関の9機関の業務を登録している。

3.11事故後、放射線障害防止に係る安全規制の所管は、原子力規制庁に移管され、その新たな組織体制の下でこれらの業務が行われているが、登録機関として、その技術的判断の一貫性と説明責任は、ますます重要になってきている。また、ICRP 新勧告の取り入れや IAEA 国際基準の国内法取入れに際して、登録事業で培った知見と経験をこれらの関連業務に反映させることも重要である。

登録事業での課題は、業務処理の質の維持と向上、様々な基準に対する判断の一貫性及び申請者等顧客からの信頼向上であり、引き続き、透明性が高く、かつ、効率的な実施体制及び検査・確認技術等知見の継承が求められる。

(3) 原子力安全対策事業

原子力安全対策事業では、安全性に係る調査・研究、情報の収集・提供、講習・研修等の実施、技術の普及並びに国際交流の業務を実施している。

当該事業を実施する上で、多種多様な顧客ニーズに即応する体制が必要であり、関連部署の有機的連携によりそのニーズに応えていくことが求められる。特に、今後、顧客ニーズの高い技術相談、講習・研修等業務については、国際的にも広範な知識及び経験を有する職員を継続的に育成することが重要となっている。

さらには、業務処理能力の高い資質と技術応用に対する理解力が各個人に求められるため、これらに対応できる人材の養成と関連技術情報の収集・理解能力の向上が不可欠となっている。

(4) 原子力防災対策事業

原子力防災に関する事業では、基幹業務としてのSPEEDIネットワークシステムの運営と原子力防災に関する調査、研究、研修・訓練及び地方自治体等への支援業務を実施してきた。

しかしながら、これらの業務は、3. 11事故後の教訓を踏まえた政府の原子力防災体制の変革による影響を多大に受けている。特に、放射能拡散予測情報は、緊急時モニタリングの活用を中心に中心が移り、また、平成25年度は、原子力規制庁発足の遅延等により原子力防災関連業務の規模は激減し、かつ発注時期の遅れから、人件費支出の調整等の対応を余儀なくされた。

これらの状況を踏まえ、原子力防災対策事業では、今後、放射能拡散予測技術の国内外への展開、地方自治体等顧客ニーズを踏まえた各種機能の提供等の新たな業務展開が重要になっている。

II. 事業運営の中期目標

本期間の事業運営に当たっては、前項の「事業の現状と課題」を踏まえ、次の5項目を事業運営の中期目標とし、各年度の事業計画書で具体的事項を明示する。さらに、事業年度毎に分析評価を行い、その結果に基づき継続的改善を行う。

なお、機を逃さないための顧客窓口の統一化や業務パンフレット作成を推進する等の事業獲得活動を組織横断的な事業獲得チームにより積極的に行い、幅広い顧客ニーズに応える。

(1) 顧客優先とコンプライアンス重視の更なる徹底

個別業務の将来性、市場性評価に基づき当該業務の運営戦略を各事業年度で明確にし、顧客の立場に立った品質マネジメントの徹底と社会的責任(CSR)運営、コンプライアンス意識の更なる徹底を推進する。

(2) 放射線施設の検査等事業の着実な推進

専門的、技術的能力の維持、検査員等の強化を図りつつ、業務実施体制の強化を推進する。特に、既存コストの継続的見直しにより透明性のある手数料根拠を維持する。

(3) 講習・研修等業務の拡大と技術基盤の強化

人的及び技術的知見を専門機関として機能強化を図りつつ、国内外の機関、学会等活動に積極的に参画し、それらの知見を用いた業務の拡大を推進する。

(4) 将来に向けた新規事業と中核事業の検討

「国内外に原子力安全技術を携えた人材を育成すること」を当センターにおける究極の社会貢献と定義し、予測・測定技術を活用した技術の高度化等により、公益財団法人としての業務の拡大と中核的事業の早期確立を目指す。

(5) 組織運営のより一層の効率化と運営基盤の強化

組織体制と職務権限の継続的な見直し、業務実施体制の合理化と効率化を推進するとともに、雇用・給与制度の改革による雇用体制の安定化と運営基盤の強化を推進する。

Ⅲ.各事業活動の中期計画

各事業活動の取り組みについては、事業ポートフォリオ(事業の組み合わせ)を構築し、あらゆる規模の業務を対象として、各事業を推進し、社会貢献による事業継続を目指す。(参考資料参照)

各事業活動における概要を(1)に、想定される顧客の捉え方を(2)に、また、当該事業の展望と取組方針を(3)に示すことで、各事業活動の中期計画とする。

1. 放射線施設の検査等事業

(1) 事業概要

公平、公正な実施とともに、国から認可を受けた業務規程及び ISO9001:2008(品質マネジメントシステム)等を用いて、9つの登録機関とその関連業務を行う。

設計認証、検査、定期確認及び運搬物・運搬方法確認では、放射線障害防止法に規定する技術上の基準に適合していることを書面又は現地にて確認する。放射線取扱主任者試験(以下、「主任者試験」という。)については、信頼性を確保した試験問題の作成、試験の実施及び合否判定を行う。資格講習及び定期講習については、放射線障害防止法に規定する講習(課目及び時間数)について、年間開催計画を立案し、計画的に実施する。なお、平成25年度に登録した第1種の資格講習は西日本地区で業務を開始し、その認知度は向上してきている。

放射線施設の検査等事業には、顧客要求事項より上位に、社会規制として明確な法令要求事項があるため、業務の実施に当たっては、「中立性」、「透明性」、「確実な実施」等公益性を重視する。

(2) 顧客の捉え方

放射線施設の検査等事業における顧客は、設計認証、検査・定期確認及び運搬物・運搬方法確認においては、申請者であり、主任者試験においては、受験申込者、資格講習及び定期講習においては、受講者である。

(3) 展望と取組方針

本事業全体の取組方針として、登録機関制度における競合機関の出現を考慮し、業務環境の変化に対応する体制を継続的に改善する。

各業務の展望として、検査・確認機関では、申請件数の周期的変動がある。このため、検査員等の計画的な配置を行う。具体的な取組については、登録機関の業務を確実に行いつつ、放射線安全に関わってきた知識と経験を基に自主的な研修、講習会の実施、公募による事業獲得等を進める。

2. 原子力安全対策事業

(1) 事業概要

原子力安全対策事業では、原子力安全対策をさらに充実し、国民生活に不可欠な原子力利用の基盤を確保するため、原子力安全確保に関する調査研究、講習及び研修、情報の収集、提供、指導及び支援、技術の普及等の業務を実施する。

また、社会貢献への取り組みの一環として、国際機関との情報交換等を行う。

(2) 顧客の捉え方

原子力安全確保に関する顧客については、行政機関の区分に関わらず、専門集団から国民まで、多岐に亘る顧客を有する。

しかしながら、各業務の顧客を漠然と捉えると、その満足度が得られず事業の展開も困難となる。このため、各業務で顧客要望に合わせた具体的なサービスを提供する。特に、3. 11事故後、多くの国民が低線量被曝に関心を持ったことから、放射線に関する正しい知識を提供する。

原子力安全確保に関する調査・研究、請負業務の顧客は、国、地方公共団体、原子力関連機関であるが、エンドユーザーは国民と考えられ、また、講習・研修、技術の普及活動では、原子力・放射線に直接関係はないが総合的な安全管理として参加する労働安全管理者や医療法に基づく医療従事者なども顧客と考える。

(3) 展望と取組方針

本事業全体の取組方針については、定款に定められた公益事業を推し進め、継続的な事業活動を行いつつ、新顧客の獲得活動の推進を図る。すなわち、

- ① 原子力基本法に則り、得られた知見・成果を国内外の多数の者へ提供する。
- ② 公益事業を継続的に進めるため、必要な組織の人材、財政基盤を確保する。

各業務の展望として、国、地方公共団体からの委託、請負業務は少なくなっているものの、原子力・放射線の安全管理に関連する研修、講習、コンサルタント業務のニーズは高まっている。

このため、具体的な取組として、今後対応策が重要となる放射性物質検知方法等測定技術の普及・講習の業務を重点的に行う。また、講師の確保、対応実績の学会発表等を行い、既に所有している知財権の活用を図りながら、ホームページなどにより実績を公開することで、技術相談及び出版講習業務等を拡大させる。

さらに、西日本事務所等の機能を更に充実し、新たな業務の獲得を図る。国際貢献としては、国際機関への放射線測定器の供与等を行う。

3. 原子力防災対策事業

(1) 事業概要

原子力防災対策の充実を図り、原子力災害から国民の安全を確保することを目的とした調査、研修、訓練、支援、防災拠点の運営等を実施する。

特に、福島第一原子力発電所で発生した原子力災害に対応するため、引き続き、SPEEDIネットワークシステムによる放射能拡散予測計算、放射性物質分布状況の調査、技術支援等を実施する。

(2) 顧客の捉え方

原子力防災対策事業の顧客は、国、地方公共団体であるが、エンドユーザーは国民と考えられる。3. 11事故後、国の防災体制は、防護対策区域の拡大等により、より広範な地域を対象とすることとなった。このため、新たな市町村とその周辺住民が更に顧客となる。

(3) 展望と取組

本事業全体の取組方針については、現在でも原子力緊急事態宣言は解除されていないことを踏まえ、継続的にSPEEDIネットワークシステムの維持管理を行うとともに、地方公共団体が行う地域防災計画の改訂に必要な情報の提供、環境放射線計測、原子力防災研修等の活動に取り組む。また、防護対策区域の拡大により住民避難対策の高度化等のニーズが高まっているため、自主的な活動として、地方公共団体にモニタリング情報共有システム等を展開していく。

各業務の展望として、現在、国からの委託、請負業務は減少しているものの、3. 11事故の復興支援に関連した環境放射線測定や地域防災計画の実効性を高めるための研修、訓練、コンサルタント業務のニーズは高まるものと予想される。

このため、具体的な取り組みを効率的に計画するために、事前準備や最新情報の取りまとめを早期に着手し、最新情報が提供できるように講習会資料の改訂等の継続的改善を図り、組織内でその情報共有を行いつつ、自主的な活動に拡大していく。

また、新規業務の獲得範囲を拡大するため、コンソーシアムタイプその他機関連携を進める。

IV. 組織基盤整備への取り組み

平成25年度に若手職員を中心とした事業基盤検討チームにより提案を受けた内容を本組織基盤整備に取り込み、引き続き、組織ガバナンス整備に取り組む。

1. 運営基盤の整備

事業継続及び発展のため、当センターを取り巻く環境の変化に対し、積極的かつ的確に対処できるように、柔軟かつ機動的な組織体制を構築するとともに、効率的な業務運営を図る。

具体的には、事業部制の再検討を進めるとともに、各年度の予算規模を20億円程度、常勤職員数は、100人程度の事業実施体制とする。また、弁護士、公認会計士等外部機能の積極的な活用を継続し、コンプライアンス(法令遵守)及びアカウンタビリティ(説明責任)を継続的に向上させる。効率的な運営を計る指標としては、代表的な運営指標等の維持及び強化を図る。

さらに、基盤維持のための投資とキャッシュフローの確保(自主開発費及び能力向上関連経費の予算化と短期借入金等資金の計画的な確保)を継続する。

2. 職員の適正配置と人材の育成

技術継承とサービス提供能力の向上のため、職員配置及び職員採用の適正化等を行う。特に、本中期展望の期間が終了する時期には多くの職員が定年を迎えること及び若年層職員の比率が極端に小さいことから、職員採用を計画的に行う。

また、職員の技術・展開力向上には、幅広い職務経験を持った人材の育成や職務遂行能力の向上が必要である。このため、研修制度等を更に充実し、リーダーシップを発揮できる管理監督者の育成やプロジェクトの企画提案、プレゼンテーション能力を高めることで職務遂行能力の向上を図る。

3. 運営の効率化

事業を確実に進め、安定した運営を遂行するため、諸規程の継続的な見直し、知的財産権の確保、社会的責任活動の推進及び広報を積極的に行う。また、ISO 各種マネジメントシステムを活用し、着実な組織運営を推進する。

以 上

第2期(平成23年度から平成25年度)中期展望に基づく活動結果

	平成23年度	平成24年度	平成25年度(予想)
事業規模 事業収入決算額(百万円) (受取補助金を除く)	3,083	3,269	2,013
組織規模(3月末時点) 常勤役員数(監事含む)	4	4	4
職員数(非常勤含む) (内管理部門人数、外部 機関への出向者除く)	170 (13)	173 (14)	142 (13)

代表的な運営指標

健全性の視点

指 標	目安	適用式	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (予想)
自己資本比率 (正味財産比率)	33%以上	正味財産/資産×100	53.6%	65.1%	63.7%
流動比率	100%以上	流動資産/流動負債×100	121.0%	141.2%	134.3%
内部留保金 額の水準	30%以下	内部留保金額/(事業費+管 理費+事業に必要な固定資 産取得額)×100	25.4%	12.0%	12.0%

効率性の視点

指 標	目安	適用式	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (予想)
事業収入の 対計画比率	90-110%	事業収入/事業収入予算×100	90.8%	90.0%	116.4%
管理費比率	15%以下	管理費/総支出額×100	11.7%	12.2%	14.2%
管理費の対 計画比率	95-105%	管理費/管理費予算×100	112.8%	92.3%	101.8%

第3期中期展望の骨子とバックグラウンド

第3期中期展望（平成26年度～平成30年度）

- ① 競争力強化と新たな規制・防災体制への適切な対応（外部へのアプローチ）
- ② 既成概念からの脱却と効率的で柔軟な組織運営（内部の変革）
- ③ 安全確保を通じての更なる社会貢献（公益法人としての継続）

平成25年度事業運営

- 第1種放射線取扱主任者講習の実施
- 顧客アンケートを活用した新規事業、新規顧客の開拓と継続的改善
- 事業基盤検討、事業獲得チーム等組織横断的な取組を開始

平成24年度事業運営

- 継続的な原子力災害対応（放射線モニタリング支援、除染対策等）
- 登録濃度確認機関として登録及び第1種資格講習の準備
- ラミセスの商標登録と顧客拡大取組の推進

平成23年度事業運営

- 役職員一丸となった原子力災害対応の実施
- 災害対応を的確かつ迅速に実施するため、事業計画及び収支予算を変更

規制・防災体制の整備、改善

- 原子力安全基盤機構廃止、規制庁へ統合
- 事故避難住民の帰還支援、個人線量計測
放射線モニタリング、資格取得支援 等
- 原子力防災体制の実効性向上
国及び地域防災計画の改訂、自治体避難支援ツールの高度化等

東京電力福島第一原子力発電所事故発生

第2期中期展望（平成23年度～25年度）

- 新たな登録機関業務の獲得準備と既存業務の効率化
- 原子力防災業務の積極的展開
- 安全技術の普及：イノベーション（新顧客の獲得）
- 事業継続のための総合的な運営管理等の推進

事業環境の変化

- ORI廃棄物埋設の法制化
- クリアランス制度の法制化
- NORMガイドラインの制定
- 核セキュリティ対策の強化
- アジアにおける原子力推進計画

第1期中期展望（平成20年度～22年度）

- ・以下のメインテーマにより計画的な事業運営を目指した。
 - 顧客重視 ○業務の着実な遂行 ○新たな業務への挑戦
- ・平成21年度以降、更なる環境変化にも柔軟に対応するため、年度事業計画に次の6つの運営方針を中長期の戦略目標にした。
 - 顧客優先とコンプライアンス重視 ○登録機関の着実な推進 ○業務拡大と技術基盤の強化
 - 新規・中核的事業の検討 ○組織運営効率化と運営基盤強化 ○新公益法人制度への対応

公益法人を取り巻く環境の変化

- ・公益法人制度改革
- ・入札方式の見直し
- ・特別会計の縮減
- ・競合登録機関の出現

第3期中期展望 (H26-H30年度)
事業ポートフォリオ (事業の組み合わせ)

顧客重視

社会貢献による事業継続: 社会に信頼される組織を目指す

国、自治体、
広域防災への寄与

広範な放射線利用
への寄与

国際貢献

本業 (安全確保) を通じた貢献 (骨子③)

全社的な質の高いサービスの提供
(継続的取組)

有機的連携により顧客ニーズに応える
イノベーション (新顧客獲得) の推進

柔軟な組織運営: 関連部署の
連携 (骨子②)

事業運営の
中期目標 (II章)

新たな防災体制への適切な対応
(骨子①)

国際交流

新たな規制体制への対応
(骨子①)

- 基本方針 (I章)
- ・組織価値の向上
 - ・持続的発展の志向
 - ・革新性の重視

技術基盤の強化、推進: 競争力強化、効率的な組織運営 (骨子②)

既成概念からの脱却 (骨子②)

登録事業・原子力安全関連
(III章1、2)

原子力防災関連 (III章3)

運営基盤の整備: 透明性向上、CSR推進、人材育成強化、ISO活用 (IV章)

持続的発展を志向する組織風土 (I章中期展望の基本的考え方)